

埼玉スポ協第 27 号
令和 2 年 4 月 8 日

本会加盟団体・関係団体等 各位

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
専務理事 河本 弘



緊急事態宣言発令による本会の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染予防・拡散防止の対策に関する本会の考え方については既にご連絡済み（令和 2 年 3 月 27 日付け埼玉スポ協第 1105 号）ですが、政府の緊急事態宣言の発令による埼玉県の緊急事態措置を受け、本会でも 4 月 19 日以降についても下記の措置を実施致します。

皆さまにおかれましても、多数の者が参加するイベント等の開催を控えるようご協力をお願いします。

記

- 1 会議等においては決議の省略（書面議決）の実施。
- 2 スポーツ総合センターの休館を 5 月 10 日（日）まで延長する。
- 3 職員の在宅勤務並びに交代勤務の導入。

問い合わせ先

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 事務局長 栗原健一
Tel:048-779-5895 Fax:048-774-5550
e-mail : kurihara-saitamaken@japan-sports.or.jp